

## <研修会考察>

開催日：2013年8月2日

題目：知財訴訟の着眼点

講師：阿部国際総合法律事務所 弁護士・弁理士 阿部隆徳

考察：

この研修会では、阿部先生が実際に担当された二つの審決取消訴訟事件－（i）特許権存続期間延長登録出願に対する拒絶審決に対する審決取消訴訟事件、（ii）商標登録出願に対する拒絶審決に対する審決取消訴訟事件－についてご解説いただきました。

私がこの研修会で学んだことは、訴訟の場における「証拠事実の収集努力」および「柔軟な論理構築」の必要性でした。例えば、上記（i）の事件では、厚生労働省における医薬品輸入承認申請手続について阿部先生が関係者から細かくヒアリングされ、その知見を有効に活用して論理構築を行って原告を勝訴に導かれたことがヒシヒシと伝わってきました。また、その際、杓子定規に論理を構築するのではなく、一般常識等も組み込んで非常に柔軟に論理構築されていたのが印象的でした。

ところで、急に話は変わりますが、7月末に、ガソリンカードの窃盗事件において警察が男性会社員を誤認逮捕するという事件が報道されました。この事件では、新人弁護士の赤堀弁護士が、柔軟な発想で収集した証拠事実から男性会社員のアリバイを証明して、警察のデタラメな捜査を覆し、検察による男性会社員の起訴を阻みました。

ちなみに、私は、上記研修を受ける前にこの事件の報道を知り、上記研修の受講中に何故かこの事件を思い出しました。一般的にですが、理系の人間には、このような柔軟な発想が足りように思えます。この点、私も阿部弁護士や赤堀弁護士を見習わなければと思った次第です。